

中小企業等に対する金融円滑化対策の総合的なパッケージ

○ 法律の施行に併せて、検査マニュアル、監督指針について所要の改正を行う。

○ 中小企業融資・経営改善支援への取組み状況について、重点的に検査・監督を行う。

上記の総合的なパッケージに基づく方針を踏まえ、金融検査マニュアルの改定を実施。

改定の考え方

金融検査マニュアルの構成、内容を、従来のリスク管理中心的なものから、

- ① 金融機関のコンサルティング機能（経営相談・経営指導等）をはじめとする金融円滑化と、
 - ② 金融機関の健全性の維持・向上、
- の2点を柱とするものとする。

（改定後の金融検査マニュアルの構成）

経営管理（ガバナンス）

金融円滑化編（新設）

- ・ コンサルティング機能の発揮
- ・ 金融円滑化一般

リスク管理等編

（金融機関の健全性の維持・向上）

金融検査マニュアル改定（案）の概要等

- 中小企業者等金融円滑化法で求められる体制整備等
 - ・ 中小企業者からの貸付条件の変更等の相談・申込みに対応すること等について、法で定める方針を適切に策定しているか。
 - ・ 法を踏まえ、中小企業者からの貸付条件変更等に関する申込みや相談・苦情等について、適切な対応が行えるよう必要な体制を整備しているか。
 - ・ 法に基づく金融円滑化の状況に関する開示や当局への報告について、適切なものとなっているか。
- 取引先である中小企業に対する経営相談・経営指導及び経営改善計画の策定支援等の取組み。
 - ・ 金融機関において、債務者に対する経営相談・経営指導及び債務者の経営改善計画の策定支援等に対する取組みの方針や手続きが規定されているか。
 - ・ 継続的な企業訪問等を通じて企業の技術力・販売力や経営者の資質といった定性的な情報を含む経営実態の十分な把握と債権管理に努めているか。
 - ・ きめ細かな経営相談、経営指導、経営改善計画の策定支援等を通じて積極的に企業・事業再生に取り組んでいるか。
 - ・ ビジスマッチングやM&Aに関する情報等、当該金融機関の情報機能やネットワークを活用した支援に取り組んでいるか。
- 金融円滑化の適切な実施。
 - ・ 顧客から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みを受けた場合に、迅速な検討・回答に努めているか。また、謝絶又は資金回収を行う場合には、可能な限り根拠を示して顧客の理解と納得を得るための説明に努めているか。
 - ・ 顧客に対する説明においては、顧客の事情をきめ細かく把握して迅速に対応するとともに、これまでの取引関係や顧客の知識、経験及び財産の状況に応じて対応しているか。
 - ・ 本部への貸付条件の変更等に係る独立した苦情相談窓口の設置及び営業店等において貸付条件の変更等に係る苦情相談を受け付ける態勢の整備を適切に実施しているか。
 - ・ 貸付条件の変更等を行った債務者について、債務者の実態を十分に把握し、適切な資金供給を行っているか。貸付条件の変更等の履歴があることのみをもって、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みを謝絶していないか。
 - ・ 営業推進部門等を過度に重視するのではなく、経営相談・経営指導をはじめとした金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等、統合的リスク管理、各リスク管理、内部監査を重視する具体的方策を実施しているか。例えば、これらの業務に従事する職員につき、業績評価・人事考課上、公平に位置付け、その戦略上の重要性に鑑み適切な評価を与える態勢を整備しているか。
- 中小企業について、条件変更を行っても、「貸出条件緩和債権」に該当しない要件を従来に比べて拡充。
 - ・ 経営改善計画等の策定が可能であると見込まれる場合であれば、計画等の策定を最長1年間猶予し、その間は「貸出条件緩和債権」に該当しないこととする等。

※ 経営管理（ガバナンス）やリスク管理等編においても、金融円滑化の観点から所要の改正を行う。